

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下、「本体施設」といいます。)に係る届出をした場合で(介護予防)短期入所生活介護を「空床型のみ」届出する場合、◆の加算については本体施設と内容が重複するため、①・②の書類のみ提出してください。

また、「空床型及び併設型」を実施する場合であって、看護体制加算又はサービス提供体制強化加算を異なる算定区分で届出する場合は、体制等に関する届出書を以下のように記載してください。

※体制等に関する届出書の記載例(異なる算定区分で届出する場合)

	変更前	変更後
特記事項	・看護体制加算なし ・サービス提供体制強化加算なし	・看護体制加算Ⅰ(空床型・併設型) ・看護体制加算Ⅱ(空床型) ・サービス提供体制強化加算Ⅰ(空床型) ・サービス提供体制強化加算Ⅱ(併設型)

1 加算・減算

項 目	必 要 書 類
職員の欠員による減算の状況 ①看護職員・②介護職員 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	※減算の要件を満たす場合は届出が必要です。欠員が解消となった場合も届出が必要です。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) 【欠員が解消した場合は以下も必要】 ③勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに欠員が解消した月の実績・従業者全員分で作成) ④資格者証の写し(介護職員を除く)
高齢者虐待防止措置実施の有無 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	※減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2)
業務継続計画策定の有無 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	※減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2)
生活相談員等配置加算 (共生型(介護予防)短期入所生活介護費を算定する場合に限る)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③生活相談員配置等加算に係る届出書(別紙 21)
生活機能向上連携加算 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③外部の訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設との連携関係が分かる書類の写し
機能訓練指導体制 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・機能訓練指導員分で作成) ④資格者証の写し(機能訓練指導員)

項 目	必 要 書 類
個別機能訓練体制 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・機能訓練指導員分で作成) ④資格者証の写し(機能訓練指導員)
看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ) ◆ (短期入所生活介護) ※空床型を除く	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③看護体制加算に係る届出書(別紙 25) ④前年度又は前3月の中重度者の受入状況が分かる書類(加算(Ⅲ)を算定する場合のみ) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・看護職員分で作成) ⑥資格者証の写し(看護職員)
看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ) ◆ (短期入所生活介護) ※空床型を除く	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③看護体制加算に係る届出書(別紙 25) ④前年度又は前3月の中重度者の受入状況が分かる書類(加算(Ⅳ)を算定する場合のみ) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・看護職員分で作成) ⑥資格者証の写し(看護職員)
医療連携強化加算 (短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③医療連携強化加算に係る届出書(別紙 26)
看取り連携体制加算 (短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③看取り連携体制加算に係る届出書(別紙 13)
夜勤職員配置加算 (短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・介護職員及び看護職員分で作成) ④資格者証の写し(看護職員) ⑤特定登録証等の写し *加算ⅢもしくはⅣを算定する場合のみ
テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係) (短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書(別紙 27) ④導入機器の内容が分かる資料 ⑤要件を満たすことが分かる委員会の議事概要
若年性認知症利用者受入加算 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2)
送迎体制 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③送迎用車両の写真
口腔連携強化加算 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③口腔連携強化加算に関する届出書(別紙 11) ④歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類(委託契約書・覚書等)

項 目	必 要 書 類
療養食加算 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・(管理)栄養士分で作成) ④資格者証の写し(栄養士、管理栄養士)
認知症専門ケア加算 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12-2) ④認知症介護実践リーダー研修修了証の写し(加算Ⅰの場合) ⑤認知症介護指導者養成研修修了証の写し(加算Ⅱの場合)
生産性向上推進体制加算 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	*本市ホームページ(ページ番号:50926)に掲載している「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1・別紙1-2) ③生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) ④要件を満たすことが分かる委員会の議事概要 ⑤(別紙2)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の算定に関する取組の成果(加算Ⅰの場合)
サービス提供体制強化加算◆ (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙 14-4) ④有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)又はこれに準じた計算書等
介護職員等処遇改善加算 ※ (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式
テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)を適用する場合 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) *施設区分が従来型の場合に限る	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・介護職員及び看護職員分で作成) ③資格者証の写し(看護職員) ④テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書 ⑤導入機器の内容が分かる資料 ⑥要件を満たすことが分かる委員会の議事概要

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の要件を満たさなくなったその月から、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は算定できなくなるため、加算(Ⅱ)への変更に係る届出が必要です。

2 算定要件

基 準	解 釈 通 知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001 老振発0317001 老老発0317001)